

# 業務請負契約書（案）

- 1 業 務 名 栃王林道（林業専用道）新設測量・設計業務
- 2 履 行 期 間 令和 年 月 日から（契約締結日の翌日から）  
令和8年 1月16日まで
- 3 請負代金額 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 4 契約保証金額 円
- 5 調 停 人
- 6 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用 } 区分 削除 }	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関 又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前金払	第35条～第37条
×	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

## 7 特約条項

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業業務請負契約約款（本業務の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 (住所) 北海道常呂郡置戸町字置戸398-99  
分任支出負担行為担当官  
(氏名) 網走中部森林管理署長 澤田 浩也

受注者 (住所)  
  
(氏名)

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 業務費内訳書

栃王林道（林業専用道）新設測量・設計業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)	式	1				
線形計画、現地調査、線形決定 全工程 一車線林道設計 30度未満 一級林道設計補正1	km	2 100			1号代価表 4頁	
詳細設計 全工程 一車線林道設計 30度未満 一級林道設計補正1	km	2 100			2号代価表 5頁	
照査 一車線林道設計 30度未満 一級林道設計補正1	km	2 100			3号代価表 6頁	
成果品(設計書説明書作成) 一車線林道設計 一級林道設計補正1	km	2 100			4号代価表 7頁	
打合せ等 中間打合せ 中間打合せ1回	業務	1			5号代価表 8頁	
旅費交通費	式	1			6号代価表 9頁	
電子成果品作成費	式	1				
直接原価(その他原価除く)	式	1				
その他原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
業務価格	式	1				
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)	式	1				
計画・準備 一車線測量	業務	1			7号代価表 10頁	

## 業務費内訳書

栃王林道（林業専用道）新設測量・設計業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
中心線測量 合計 一車線測量 0分 1	km	2 100			8号代価表 11頁	
縦断測量 合計 一車線測量 0分 1	km	2 100			9号代価表 12頁	
横断測量 合計 測量幅40m 一車線測量 0分 1	km	2 100			10号代価表 13頁	
土質区分・その他調査 外業計 一車線測量 0分 1	km	2 100			11号代価表 14頁	
保安林調査 図面作成・位置図 一車線測量 原本作成	km	2 100			12号代価表 15頁	
保安林調査 図面作成・事業計画図 一車線測量 原本作成	km	2 100			13号代価表 16頁	
保安林調査 図面作成・求積図及び面積計算書 一車線測量 原本作成	km	2 100			14号代価表 17頁	
保安林調査 製本・取りまとめ 一車線測量 原本作成	km	2 100			15号代価表 18頁	
保安林調査 照査 一車線測量 原本作成	km	2 100			16号代価表 19頁	
保安林調査 図面作成・位置図 一車線測量 複製作成(1部)	km	2 100			17号代価表 20頁	
保安林調査 図面作成・事業計画図 一車線測量 複製作成(1部)	km	2 100			18号代価表 21頁	
保安林調査 図面作成・求積図及び面積計算書 一車線測量 複製作成(1部)	km	2 100			19号代価表 22頁	
保安林調査 製本・取りまとめ 一車線測量 複製作成(1部)	km	2 100			20号代価表 23頁	
保安林調査 照査 一車線測量 複製作成(1部)	km	2 100			21号代価表 24頁	

## 業務費内訳書

栃王林道（林業専用道）新設測量・設計業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
伐開 伐開区分B 一車線測量	km	2 100			22号代価表 25頁	
打合せ等 打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ1回	業務	1			23号代価表 26頁	
旅費交通費（測量）	式	1			24号代価表 27頁	
安全費	式	1				
電子成果品作成費	式	1				
直接測量費	式	1				
間接測量費	式	1				
諸経費	式	1				
測量業務価格	式	1				
業務価格	式	1				
消費税相当額	式	1				
業務委託料	式	1				

# 特記仕様書

## 1. 電子納品

(1)本業務は、電子納品対象業務とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙による提出を希望する場合は、受発注者間で協議のうえ、決定する。

電子納品とは、調査・測量・設計業務等の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき作成されたものを指す。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT\\_seko.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

(2)電子成果品は、電子媒体で正副2部及び電子媒体納品書を提出すること。

(3)「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定すること。

(4)電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」及び市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認したうえで提出すること。

国土交通省の要領とガイドラインに差異がある箇所については、システムによるチェックを行わずガイドラインに基づき目視等でチェックを行い、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(5)上記以外の内容については、監督職員と協議を行い決定すること。

## 2. 三者会議の開催

(1)本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

(2)受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

(3)三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払いを受けるものとする。

## 3. ウィークリースタンス

(1)本業務は、ウィークリースタンスの対象である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

(2)ウィークリースタンス実施要領の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/keiyakuyakukan.html>

# 業務現場説明書

1. 業務名 栃王林道(林業専用道)新設測量・設計業務
2. 業務場所 北海道北見市留辺蘂町  
網走中部森林管理署 1011林班

No.	箇所名	規格	延長(m)	区間	幅員	備考
1	栃王林道	2級	2,100	0~2100	3.6	新設 2,100m(うち格上げ1,600m)
2						
3						
4						
5						

### 3. 資材単価損料等

名称	規格・寸法	備考
ライトバン時間損料	排気量1,500cc	令和6年度建設機械損料算定表 (豪雪地域補正:北海道地域)
ガソリン	レギュラー	刊行物単価:令和7年4月 札幌地区

### 4. 資料等

栃王林道(林業専用道)新設測量・設計業務に係る入札公告等については、北海道森林管理局ホームページのとおりですが、その他の資料については、下記の場所にて閲覧願います。

#### 1) 網走中部森林管理署

- ① 治山林道必携 積算・施工編(上巻・下巻)
- ② 治山林道必携 調査・測量・設計編

なお、競争参加資格確認申請書、品質証明書、技術提案書(総合評価落札方式)の各様式及び入札者注意書、現場説明書(契約保証関係)、国有林野事業業務請負契約約款、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び特別仕様書、林業専用道作設指針関係通知、履行確実性審査・評価資料、森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務の事務に関する様式については、北海道局ホームページ(ホーム>公売・入札情報>)に掲載しています。

#### 2) 電子入札ダウンロードシステム

- ① 現地写真

### 5. 貸与品

該当なし

### 6. その他の事項

- 1) 契約保証については、別添「契約の保証について」を参照すること。
- 2) 国有林野事業業務請負契約約款の条項に示された仕様書は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書とし、これらに該当のないものは特記仕様書として契約書に添付するものとする。

- 3) 森林調査簿その他必要な帳簿等については、網走中部森林管理署において閲覧できるものとする
- 4) 火気の取扱については十分注意し、山火事防止に万全を期すこと。
- 5) 入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。  
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第7条により、必要な手続きを行うこと。
- 6) 関係法規がある場合はこれを遵守すること。
- 7) その他、細部については監督職員の指示によるものとする。
- 8) 情報共有システム活用業務については、「北海道森林管理局森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第11条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- 9) 地質調査業務標準仕様書1118条に基づく、「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」及び「発注者が指定する地盤情報データベース」については、「国土地盤情報センター」及び「国土地盤情報データベース」とする。  
なお、検定費用等については、下記リンク(一般財団法人国土地盤情報センターHP)によることとし、一括計上価格(諸経费率算定対象外)に計上する。  
[一般財団法人 国土地盤情報センター - NGIC](#)
- 10) 本業務の技術者日額については、令和7年3月1日改定の技術者基準日額を使用している。
- 11) 調査等の実施については技術提案書(別記様式5~6)に記載の計画に従い実施すること。
- 12) 支障木は所有者の承諾を得てから処理するものとし、その他の立木等に損傷を与えないこと。

## 別 添

### ○. 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオまでのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] (ア) 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に記すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「(保管有価証券取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「(政府保管有価証券取扱主任官 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「（契約担当官等 官職 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(エ) 保証上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完成后、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（契約担当官等 官職 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載するものとする。)」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

## 旅費交通費諸元表

現地作業に伴う旅費交通費（移動手段はライトバン）  
 ※公共交通機関を使用する場合は、別途計算する。

調査地の甲乙区分	乙	
<b>積算上の基地</b> （「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」にかかる細部取扱いについて）に示す調査地に最も近い総合振興局・振興局を標準とする。	積算上の基地（総合振興局・振興局）	
	オホーツク総合振興局	
<b>滞在地及び調査地</b> （滞在の場合は調査地最寄りの市町村役場等及び調査地） （通勤の場合は調査地）	北見市役所留辺蘂総合支所 調査地1011林班	
<b>【通勤、滞在区分判定用】</b> <b>片道一般道路移動距離</b> （積算上の基地～調査地） ※複数箇所の場合、移動距離は平均値とする。	80.6	k m
<b>【通勤、滞在区分判定用】</b> <b>片道高速道路等移動距離</b> （積算上の基地～調査地） ※複数箇所の場合、移動距離は平均値とする。		k m
<b>片道一般道路移動距離</b> （積算上の基地～滞在地又は調査地） ※複数箇所を同一業務かつ通勤の場合の移動距離は平均値とする。	69.2	k m
<b>片道高速道路等移動距離</b> （積算上の基地～滞在地又は調査地） ※複数箇所を同一業務かつ通勤の場合の移動距離は平均値とする。		2.3 h (30km/h)
<b>片道高速道路等移動距離</b> （積算上の基地～滞在地又は調査地） ※複数箇所を同一業務かつ通勤の場合の移動距離は平均値とする。		h (80km/h)
<b>片道高速道路等料金</b> （積算上の基地～滞在地又は調査地） ※高速道路利用料の合計額（片道）を記入する。		(消費税込)
<b>片道高速道路等料金</b> （積算上の基地～滞在地又は調査地） ※高速道路利用料の合計額（片道）を記入する。		(消費税抜)
<b>高速道路等利用区間</b> ※複数路線ある場合は、各区間を記入する。		
<b>片道移動時間</b>		2 h
<b>往復移動時間</b>		h
<b>往復移動日数（基準日額計上日数）</b>		0.5 日
<b>通勤、滞在区分</b>	滞在して業務を行う	
<b>昼食</b>	要しない	
<b>片道日当</b>	計上しない（移動日数が0.5日未満で昼食を要しない）	

打合せに伴う旅費交通費（移動手段はライトバン）※公共交通機関を使用する場合は、別途計算する。

※打合せ箇所が2箇所となる場合は、2箇所目も記入する。

1 箇所目		
打合せ場所の甲乙区分	乙	
移動手段 (ライトバン)	ライトバン	
積算上の基地 (「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」にかかる細部取扱いについて)に示す現地に最も近い総合振興局・振興局を標準とする。	積算上の基地 (総合振興局・振興局)	
	オホーツク総合振興局	
滞在地及び打合せ場所 (滞在の場合は、打合せ場所最寄りの市町村役場等及び打合せ場所) (通勤の場合は、打合せ場所)	打合せ場所又は滞在地 (1箇所目)	
	網走中部森林管理署	
通勤、滞在区分判定用 【ライトバンの場合】 片道一般道路移動距離 (積算上の基地～打合せ場所)	52.8 km	
通勤、滞在区分判定用 【ライトバンの場合】 片道高速道路等移動距離 (積算上の基地～打合せ場所)	24.8 km	
【ライトバンの場合】 片道一般道路移動距離 (積算上の基地～滞在地又は打合せ場所)	52.8 km	1.8 h (30km/h)
【ライトバンの場合】 片道高速道路等移動距離 (積算上の基地～滞在地又は打合せ場所)	24.8 km	0.3 h (80km/h)
【ライトバンの場合】 片道高速道路等料金 (積算上の基地～滞在地又は打合せ場所) ※高速道路利用料の合計額 (片道) を記入する。	(消費税込)	(消費税抜)
高速道路利用区間 ※複数路線ある場合は、各区間を記入する。	北見東～訓子府	
片道移動時間		2 h
往復移動時間		h
往復移動日数 (基準日額計上日数)		0.5 日
通勤、滞在区分	滞在して業務を行う	
昼食	要しない	
片道日当	計上しない (移動日数が0.5日未満で昼食を要しない)	



設計業務

旅明（設計）1-7  
旅費交通費

# 明 細 書

（構 造）  
打合せ（ライトバン）  
主任技師=0回  
技師（A）=0回  
技師（B）=0回

日当計上しない(通勤により業務を行うため)

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
ライトバン運転経費（打合せ用）		日			旅単1-9	
高速道路利用料		日			旅単1-10	
1/2日当 主任技師		人				0回×2日（往復）=0日
1/2日当 技師（A）		人				0回×2日（往復）=0日
1/2日当 技師（B）		人				0回×2日（往復）=0日
宿泊費 主任技師		人				0人
宿泊費 技師（A）		人				0人
宿泊費 技師（B）		人				0人
計 （打合せ旅費交通費：ライトバン）						

設計業務

旅明（設計）1-13

基準日額

# 明 細 書

（構 造）

打合せ（ライトバン）

網走中部森林管理署

滞在して業務を行う

往復移動日数：0.5日

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
主任技師	0.50	日				1回× 0.5 日
技師（A）	0.50	日				1回× 0.5 日
技師（B）	0.50	日				1回× 0.5 日
計 （打合せ基準日額：ライトバン）						

設計業務

旅明（設計）1-16

基準日額

# 明 細 書

（構造）

打合せ（ライトバン）

往復移動日数：0日

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
主任技師		日				回× 日
技師（A）		日				回× 日
技師（B）		日				回× 日
<b>計</b> （打合せ基準日額：ライトバン）						

測量業務

旅明（測量）1-1

旅費交通費

明 細 書

（構 造）

現地調査	最大編成人員数	外業日数	最大編成人員数	最大編成人員数
測量主任技師=0日	0人	測量助手=28日	1人	整備士=0日 0人
測量技師=8日	1人	測量補助員=48日	2人	撮影士=0日 0人
測量技師補=30日	1人	操縦士=0日	0人	
滞在于業務を行う	計上しない（移動日数が0.5日未満で昼食を要しない）			

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
ライトバン運転経費（外業用）	2.00	日			旅単1-1	
高速道路利用料		日			旅単1-2	
1/2日当 測量主任技師		人				
1/2日当 測量技師		人				
1/2日当 測量技師補		人				
1/2日当 測量助手		人				
1/2日当 測量補助員		人				
1/2日当 操縦士		人				
1/2日当 整備士		人				
1/2日当 撮影士		人				
宿泊費 測量主任技師		人				
宿泊費 測量技師	1.00	人				
宿泊費 測量技師補	1.00	人				
宿泊費 測量助手	1.00	人				
宿泊費 測量補助員	2.00	人				
宿泊費 操縦士		人				
宿泊費 整備士		人				

測量業務

旅明（測量）1-2

旅費交通費

明 細 書

（構 造）

現地調査

最大編成人員数

外業日数

最大編成人員数

最大編成人員数

測量主任技師=0日

0人

測量助手=28日

1人

整備士=0日 0人

測量技師=8日

1人

測量補助員=48日

2人

撮影士=0日 0人

測量技師補=30日

1人

操縦士=0日

0人

滞在中業務を行う

計上しない（移動日数が0.5日未満で昼食を要しない）

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
宿泊費		人				
撮影士		人				
滞在中費(30日未満)						
測量主任技師		人				
滞在中費(30日未満)						
測量技師	7.00	人				7日
滞在中費(30日未満)						
測量技師補	28.00	人				28日
滞在中費(30日未満)						
測量助手	27.00	人				27日
滞在中費(30日未満)						
測量補助員	39.00	人				28日+11日
滞在中費(30日未満)						
操縦士		人				
滞在中費(30日未満)						
整備士		人				
滞在中費(30日未満)						
撮影士		人				
滞在中費(30日以上60日未満)						
測量主任技師		人				
滞在中費(30日以上60日未満)						
測量技師		人				
滞在中費(30日以上60日未満)						
測量技師補	1.00	人				1日
滞在中費(30日以上60日未満)						
測量助手		人				
滞在中費(30日以上60日未満)						
測量補助員	7.00	人				7日
滞在中費(30日以上60日未満)						
操縦士		人				
滞在中費(30日以上60日未満)						
整備士		人				





測量業務

旅明（測量）1-7

旅費交通費

# 明 細 書

（構 造）

打合せ（ライトバン）

測量主任技師=0回

測量技師=0回

測量技師補=0回

日当計上しない(通勤により業務を行うため)

種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細書及び 単価表番号	備 考
ライトバン運転経費（打合せ用）		日			旅単1-9	
高速道路利用料		日			旅単1-10	
1/2日当 測量主任技師		人				0回×2日（往復）=0日
1/2日当 測量技師		人				0回×2日（往復）=0日
1/2日当 測量技師補		人				0回×2日（往復）=0日
1/2日当 操縦士		人				
1/2日当 整備士		人				
1/2日当 撮影士		人				
宿泊費 測量主任技師		人				0人
宿泊費 測量技師		人				0人
宿泊費 測量技師補		人				0人
<b>計</b> (打合せ旅費交通費：ライトバン)						







旅単1-1

ライトバン運転経費（外業用）

# 単 価 表

1 日当たり

（構造）

積算上の基地：オホーツク総合振興局（0）～現地：北見市役所留辺蘂総合支所 調査地1011林班

片道移動距離：69.2km（一般道路：69.2km，高速道路：0km）

片道移動時間：69.2km/30km/h+0km/80km/h≒2h

滞在して業務を行う

種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
ライトバン時間損料	1,500CC	2.00	時間			建設機械損料算定表	
ガソリン		5.40	ℓ				2.7ℓ×2h
計							

旅単1-3

ライトバン運転経費（打合せ用）

# 単 価 表

1 日当たり

（構 造）

積算上の基地：オホーツク総合振興局（0）～現地：網走中部森林管理署

片道移動距離：77.6km（一般道路：52.8km，高速道路：24.8km）

往復移動時間：(52.8km/30km/h+24.8km/80km/h) × 2 ≒ 4h

滞在して業務を行う

種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
ライトバン時間損料	1,500CC	4.00	時間			建設機械損料算定表	
ガソリン		10.80	ℓ				2.7ℓ × 4h
計							

# 位置図

栃王林道（林業専用道）新設測量・測量設計業務

S = 1 : 20,000

